

## TEAM-Z 会員規約

### 第1条 (TEAM-Z 会員規約)

この規約は、株式会社 GWC が(以下「弊社」といいます。)が組織・運営する「TEAM-Z(以下「本会」といいます。)に関して、第5条に定める会員に(以下「会員」といいます。)に対して適用される規約(以下「本規約」といいます)とします。

### 第2条 (本規約の範囲)

弊社の公式 WEB サイト上への掲載、電子メール、郵便物等、その他弊社が適切と判断する方法により弊社が提示する諸規定(以下「諸規定」といいます。)も、本規約の一部を構成するものとします。本規約の定めと、諸規定の定めが接触する場合には、諸規定の定めが優先して適用されるものとします。

### 第3条 (本規約の内容及びサービスの変更)

弊社は、本規約及び本会が会員に提供するサービス(各種の特典を含みます。以下「サービス」といいます。)の内容を会員の事前の同意を得ることなく随時変更することができ、会員は、これをあらかじめ了承するものとします。

### 第4条 (会員への通知方法)

本規約及び本会の運営・サービス等に関する弊社から会員に対する通知は、別途定めがある場合を除き弊社の公式 WEB サイト上への掲載、電子メール、郵便物等、その弊社が適切と判断する方法によりご案内した時点からその効力を生じるものとします。

### 第5条 (TEAM-Z の種別)

会員は、以下の種別の通りとします。

- ・プラチナ会員
- ・ゴールド会員
- ・シルバー会員
- ・レギュラー会員
- ・ジュニア会員
- ・Zgirls 会員
- ・ファミリー会員
- ・メルマガ会員

### 第6条 (入会の承認および取消)

入会希望者は、本規約の内容を承諾の上、入会申込みを行なうものとします。

弊社は、入会申込者の申込みを、原則として受理し、事務局を通じて発行する『TEAM-Z 会員証』（以下「カード」といいます。）の交付をもって入会を承認します。ただし、次の各号のいずれかに該当していることが判明した場合、弊社は、入会申込みを拒否し、また入会の承認を取り消すことができるものとします。

- (1) 入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
- (2) 入会申込者が実在しない場合
- (3) 入会申込者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団（集团的または常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団）及びその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体ならびにこれらの構成員等を指す。）又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等（以下、まとめて「反社会的勢力等」という）に該当していると弊社が認める場合
- (4) 本規約に違反した場合
- (5) その他、会員として不適切であると弊社が認める場合

#### 第7条（目的）

本会を通じて会員に対し会員特典、サービス等を提供することにより会員の応援活動の活発化を図ることを目的とします。

#### 第8条（有効期間）

会員資格の有効期間は、入会申込者が会員証を受領したときから 2021 年 6 月 30 日までとします。

#### 第9条（会員資格の更新）

会員は当社が指定した期間内において更新手続（当社が会員に対し送付する資料にその方法及び期日を記載します。）を行うことにより、前条の有効期限を更新することができます。

#### 第10条（譲渡等の禁止）

会員は、本規約に基づく会員としての地位を第三者（以下「第三者」といいます。）に対して、譲渡、貸与、売買、使用許諾、名義変更、担保に供与することはできないものとします。

#### 第11条（会員情報の変更）

- 1 会員は、入会申込時に弊社に届けた住所、電話番号、電子メールアドレス等に変更が生じたときは、速やかにその内容を弊社所定の方法により「株式会社 GWC アースフレンズ 東京 Z 事務局」に届け出ることとします。
- 2 会員は、その住所の変更に際して郵便局に対して転居届けを提出する等、弊社から会員

宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより送付物の発送に関する費用が増加した場合、当該増加費用をすべて会員が負担するものとし、

3 入会申込時の提出内容及び第1項の変更届出に関する責任は全て会員が負うものとし、それが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、弊社は一切の責任を負いません。

4 2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、弊社ではその原因が解消されるまで送付物の発送を停止いたします。

#### 第12条（退会）

1 会員は、弊社所定の手続きを行い、本会を退会することができます。会員が退会手続きを行ったときは、手続き完了の時点から本会に基づく会員としての諸権利を失うものとし、

2 会員が退会手続きを行ったときは、その時点から本会に基づく会員としての諸権利を失うものとし、

#### 第13条（除名）

弊社は、次の各号のいずれかに該当していることが判明した場合、弊社は、会員を除名することができるものとし、

(1) 年会費等を支払わない場合

(2) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力と関係があると弊社が認める場合

(3) 本規約に違反した場合

(4) その他、会員として不適切であると弊社が認める場合

#### 第14条（自己責任の原則）

1 会員は、サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、弊社に対して何等の迷惑又は損害を与えないものとし、

2 サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合又は会員と第三者との間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、弊社は一切の責任を負わないものとし、

#### 第15条（営業活動の禁止）

会員は、本会及びサービスを利用して営利及びその準備を目的とした行為を行ってはならないこととし、

#### 第16条（その他の禁止行為）

弊社は、会員が次の行為を行うことを禁止します。

- (1) 本会及びサービスの内容に関する著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害する行為又はその恐れがある行為
- (2) 第三者になりすまして本会に入会する行為
- (3) 他の会員になりすましてサービスを利用する行為
- (4) 特典等を第三者に販売する行為
- (5) 弊社又は第三者を誹謗中傷する行為
- (6) 弊社又は第三者に不利益を与える行為
- (7) 本会の運営を妨げるような行為
- (8) 申込書・申請書などの提出書類等において、虚偽の内容を記載し、あるいは虚偽の報告をする行為
- (9) 全各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為、その他会員としてふさわしくない行為
- (10) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

#### 第 17 条（会員資格の喪失）

- 1 会員は、以下の各号のいずれかに該当した場合、会員資格を喪失するものとします。
  - (1) 第 6 条に基づいて入会の承認が取消された場合
  - (2) 第 12 条に基づいて退会した場合
  - (3) 第 13 条に基づいて除名された場合
- 2 前項の場合、弊社は、会員又はその相続人等に対して年会費を返却いたしません。

#### 第 18 条（年会費等の諸費用）

- 1 会員は、会員種別に応じて当社が別途定める年会費を支払うものとします。会員は、有効期間が更新された場合、更新後の年会費を支払うものとします。
- 2 会員は、年会費等を弊社の定める方法により弊社の定める時期までに支払うものとし、会員が指定した決済方法で決済されることに同意します。
- 3 年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、弊社は別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。
- 4 弊社は、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却いたしません。
- 5 第 1 項の年会費等の支払いに必要な振込手数料、特典等商品の送付物の郵送に必要な費用、その他の費用は、会員の負担とします。

#### 第 19 条（本会の終了）

- 1 弊社は、一ヶ月前までに会員に対して告知することにより、弊社の裁量で本会を閉会し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。

2 弊社が前項の措置をとったことにより会員又は第三者が損害を被った場合でも、弊社は一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

#### 第 20 条（免責）

弊社は、会員の国会およびサービスの利用により会員又は第三者が被った損害については、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 21 条（会員情報の利用目的）

会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び電子メールアドレス等の個人情報に関し、弊社の利用目的を次の各号のとおりとし、弊社の個人情報保護方針その他法令を遵守するものとします。

- (1) 本会のサービスの遂行
- (2) 弊社の活動や本会のサービスに関連する情報提供
- (3) その他上記利用目的に付随する事項の遂行

#### 第 22 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

#### 第 23 条（専属的合意管轄裁判）

弊社及び会員は、弊社と会員との間で本規約、国会及びサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

#### 第 24 条（問い合わせ先）

この規約についてのお問合せ、又本規約に基づく通知は、次の宛先までお願いします。

株式会社 GWC TEAM-Z 事務局

住所 〒144-0035 東京都大田区南蒲田 1-22-20 PD ビル 4 階

電話 03-6892-4343

メール team-z@eftokyo-z.jp

付則：本規約は 2020 年 6 月 1 日より実施するものとします。

以上